

長島町危険空家等解体撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民生活の安全を確保するため、危険空家等の解体撤去（以下「解体撤去事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長島町補助金交付規則（平成18年3月20日規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空家等 所有者（相続人及び管理人を含む。以下同じ。）が現に居住その他の用に供しない建物（倉庫その他、当該建物に付属する建物を含む。）で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造物が朽ちる等により、使用することが不可能であるもの。ただし、次に該当するものは除く。
 - ア 当該危険空家等に抵当権その他第三者の権利が設定されているもの
 - イ 別表第1、別表第2又は別表第3の危険度判定の結果100点に満たないもの
 - ウ 公共事業等の補償の対象となっているもの
 - エ 火災を原因とするもの

- (2) 解体撤去業者 町内に本店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主であって、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の右欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に所在する危険空家等の所有者又は所有者から解体撤去事業について委任を受けた者
- (2) 解体撤去事業を解体撤去業者を利用して行う者
- (3) 町税等の滞納がない者

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、解体撤去事業に要する経費とし、その上限額は、木造の場合は延べ面積に26,000円を乗じて得た額、非木造の場合は延べ面積に37,000円を乗じて得た額とする。ただし、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 公共事業による移転、建替えその他補償の対象になっている建物の解体撤去費用
- (2) 家財道具、機械、車両、浄化槽等の地下埋設物、門扉、立木等の撤去又は処分費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付対象者は、解体撤去工事の実施に関する契約を施工者と締結する前に、町長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条の補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）は様式第1号によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 長島町危険空家等解体撤去工事実施計画書（様式第2号）
 - (2) 町税等の滞納がないことを証する書類
 - (3) 解体撤去を行う危険空家等及び当該危険空家等の敷地に係る登記事項証明書又は固定資産税課税記載事項証明書等の所有者を確認できる書類
 - (4) 解体撤去事業に係る見積書の写し
 - (5) 解体撤去業者の建設業の許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し
 - (6) 危険空家等の位置図
 - (7) 長島町危険空家等解体撤去事業収支予算書（様式第3号）
 - (8) 危険空家等の解体撤去前の建物現況写真
 - (9) 委任状（申請者が危険空家等の所有者から解体撤去事業について委任を受けた者である場合）
 - (10) その他町長が必要と認める書類
- 3 危険空家等の所有者と当該危険空家等の所在する土地の所有者が異なるときは、前項に掲げる書類に加え、当該土地の所有者の長島町危険空家等解体撤去事業に係る同意書（様式第4号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 規則第4条の補助金交付決定通知書は、様式第5号によるものとする。

（補助対象事業の変更）

第9条 規則第6条第1項の計画変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）は様式第6号によるものとし、補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定を受けた事業内容について、変更要件が生じたときは、変更承認申請書に第7条第2項の添付すべき書類で変更内容に係るものを添えて町長に提出して、その承認を得なければならない。

2 規則第6条第2項の補助金変更交付決定通知書は様式第7号、計画変更承認通知書は様式第8号によるものとする。

3 第1項の承認は、計画変更によって事業費に生じた場合は様式第7号、その他にあっては様式第8号により通知するものとする。

（工事の着手及び完成報告）

第10条 規則第7条の工事着手報告書及び工事完成報告書は様式第9号によるものとし、交付決定者は、工事に着手したとき及び工事が完成したときは様式第9号を直ちに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第9条の事業実績報告書は様式第10号によるものとし、交付決定者は、事業が完了したときは速やかに次に掲げる書類を添えて町長にそれを提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 解体撤去事業工事請負契約書の写し
- (4) 工事完了写真

- (5) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
 - (6) 費用の内訳が確認できる領収書の写し
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第 1 2 条 規則第 1 0 条の補助金確定通知書は様式第 1 1 号によるものとする。

2 町長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 1 1 号により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 3 条 規則第 1 1 条第 1 項の請求書は様式第 1 2 号によるものとし、交付決定者は前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 1 4 条 町長は、補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第 1 5 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 危険空家等の解体撤去後の跡地が適正に管理されていないとき。
- (3) 補助事業の遂行ができないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全額又は一部を取り消し、又は補助金の返還を命じるときは、長島町危険空家等解体撤去事業補助金交付取消通知書(様式第 1 3 号)により通知するものとする。

(調査等)

第 1 6 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し書類の提出又は報告を求め、必要な調査をすることができる。

(雑則)

第 1 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。